

総社市告示第123号

総社市市民提案型事業補助金交付要綱（平成26年総社市告示第22号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(補助金の額) 第3条 略 2 同一補助事業への補助金の交付は、<u>5回</u>を限度とする。</p>	<p>(補助金の額) 第3条 略 2 同一補助事業への補助金の交付は、<u>3回</u>を限度とする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。